

平成26年 第19回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年12月11日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年12月11日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第128号議案及び第129号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第130号議案

平成26年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第131号議案

東京都公立学校長の任命について

第132号議案及び第133号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 学校教育活動における外部人材等の活用の状況について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋 匡
委員	山口 香
委員	遠藤 勝 裕
委員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	松山 英 幸
	教育監	高野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早川 剛 生
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一 彦
	人事部長	加藤 裕 之
	福利厚生部長	高畑 崇 久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉川 貴 司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第19回定例会を開会いたします。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、読売新聞社外1社、合計2社から、個人は、合計5名からの申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、よろしく申し上げます。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、これまで議事を妨害する行為に対して、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場命令を出してきたところであり、誠に遺憾であります。

今後も、一度注意を促しても、なお傍聴人規則に違反する行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて厳正に対処しますので、御留意いただきたいと存じます。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席や退室しないといった行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、遠藤委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回11月13日開催の第17回定例会の会議録ではありますが、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認いただ

きたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第17回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回11月27日開催の第18回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第130号議案から第133号議案までの議案及び報告事項（2）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取扱いをさせていただきます。

議 案

第128号議案及び第129号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【委員長】 それではまず、第128号議案及び第129号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明は都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 それでは第128号議案及び第129号議案資料を御覧いただければと思います。東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の知事への立案依頼及び同条例施行規則の一部を改正する規則の制定について議案を付議するものでございます。

記書きの1の改正内容を御覧いただければと思います。（1）の都立学校設置条例の改正内容ですが、下の表にございます都立南多摩高等学校と都立三鷹高等学校については、都立高校改革推進計画に基づいて平成22年4月1日からそれぞれ中等教育学校への改編を進めておまして、この両母体校ですが、今年度に在籍しているのは3年生のみでございます。この3年生が今年度末をもって卒業し、両母体校は閉校とな

るため、同条例の別表から両校の名称と位置を削除するものでございます。その下の（２）も同様の理由で、同条例施行規則から両校に関連する別表の記載を削除するものでございます。

条例を都議会に付議する時期は、平成27年第1回東京都議会定例会を予定しております。施行期日は平成27年4月1日としております。両校の概要については別紙のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの件に関して何か御質問・御意見ございますか。

これは一度廃校して、それで中等教育学校として再スタートするということですね。

【都立学校教育部長】 中等教育学校は既に平成22年4月1日に開校しております。

【委員長】 既に開校しているので、3年生が出た時点で廃校ということですね。

【都立学校教育部長】 そうです、平成25年度から高等学校については募集を停止しております。

【委員長】 それはそうですね、失礼しました。ほかにもございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

報 告

（１）学校教育活動における外部人材等の活用の状況について

【委員長】 次に、報告事項（１）学校教育活動における外部人材等の活用の状況について、説明を人事部長、よろしく申し上げます。

【人事部長】 では、学校教育活動における外部人材等の活用の状況について御報告申し上げます。

まず「Ⅰ 学校における教員配置について」ですが、学校を構成する組織の中で標準法、これは※印で書いてありますが、1行目に載っているものが小学校、中学校、

それから特別支援学校の小学部、中学部の標準に関する法律、また2行目に載っている公立高等学校等とは、高等学校及び特別支援学校の高等部の標準等に関する法律です。この法律によって「正規教員」が定まっているほかに、教員の欠員等に対応するための「正規教員以外の教員」があります。また、学校教育の特色化に対応するために「外部人材」があります。この三つの分類に分けて御説明したいと思います。

まず「1 正規教員」は校長から教諭までの教員で構成されておりますが、これらについては標準法で、特に教員については学級数に応じて配置しております。

続いて「2 正規教員以外の教員（教員免許所有者）」は、次の「3 外部人材（教員免許未所有者）」と教員免許の所有と未所有で分けております。このうち「臨時的任用教員」は、教員が出産や育児で休みになった場合に後補充で入る教員で、「正規教員」と全く同じく授業、校務分掌等を持つということでございます。

続いて「日勤講師」は非常勤教員と呼ばれていますが、退職した教員が「正規教員」と同じように授業、校務分掌等を持つということでございます。

また「時間講師」は「端数時数等のため、授業を行う」ということで、授業のみということですが、これは※2を見ますと、学習指導要領で、例えば数学は何時間やらなければならないなどと決まっております。そして教員については持ち時数が決まっておりますので、「学習指導要領上の授業時数－教員の標準持ち時数」で端数が出て、その端数時数を時間講師で埋めていくということでございます。

続いて、「3 外部人材」は免許を持っていない者ですが、まず東京都では「市民講師」があります。これについては教育内容の特色化・専門化を図るために外部から特別非常勤講師の届出によって教科の一部領域を指導できるということでございます。例としては伝統・文化の教科で、琴・三味線や茶道の師範等を活用しております。これについては先ほどお話ししたように教科の一部領域ですので、音楽でいえば伝統芸能、家庭科でいえば食文化で茶道ということになって届出を受けております。

次に「JET・ALT」は、JETプログラムによるネイティブの外国人の補助者と、ALTについては、ネイティブの方が外国語教育の充実を図るために教員の補助者として学校に入るとのことでございます。

2ページは、外部人材が免許でどうなっているとか、どのぐらいの規模かを示し

ております。

先ほどお話しした産休等に入る「臨時的任用」、それから「日勤講師」、「時間講師」については、「免許法上の根拠」としては、一つが「普通免許状」であり、大学で単位を取って、自分で都道府県へ申請して授与される免許状になります。

「特別免許状」は、免許状を持っていないが、優れた知識経験を有する方を教員として学校に入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図るためにある免許状で、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合に特別免許状が授与されることになります。

「臨時免許状」は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与されます。

法律上は、免許状がこの3種類であることを示してあります。申請者については、先ほどお話ししましたように、普通免許状については本人が大学等で単位を取って教育委員会に申請して授与されます。

それから特別免許状、臨時免許状は、御本人が欲しいからといって申請しても授与されるわけではなくて、これは雇用者からの推薦に基づき本人が申請するという形になっております。

これらは免許法では単独授業が可能になり、教科の指導も全部できます。規模については記載のとおりでございます。

続いて「2 外部人材」で、先ほどお話しした市民講師と英語等指導の補助者について御説明いたします。

市民講師は、雇用者が特別非常勤講師の届出をするわけですが、単独で授業を行うことは可能でございます。ただし、先ほどお話ししたように教科の一部領域が教えられるということになります。規模、単価については記載のとおりでございます。

次に（2）授業の補助者でございます。語学指導等を行う外国青年招致事業による英語等指導助手、いわゆるJETプログラムによるものと、外国人の英語等教育補助員はALTと言いますが、これらを文科省では免許法上、ゲストティーチャーと言っております。

これについては申請とか届出が一切不要でございます。ただし、単独授業はできま

せん。必ず教員がついていないと授業はできないということになります。それから授業補助のため「教科の指導範囲」も、なしとなります。規模、単価等については御覧のとおりでございます。

3 ページの真ん中を御覧ください。平成26年10月9日に特別免許状に関する規則改正をさせていただき、合格決定の審査方法について面接を行う、申請回数年2回を3回にするとし、さらには、有用な知識や経験について文部科学省の指針に基づき別途定めると規則改正をしましたので、このたび要綱を定めました。

要綱の内容については3を御覧ください。まず(1)有用な知識経験については文科省の指針が出てきましたので、それに準拠しております。

「学校」は1条校で、幼稚園、小学校から高校、また「在外教育施設等」は海外にある日本人学校等でございます。「等」とは日本で言うとインターナショナルスクール、そういった授業に携わった経験がおおむね600時間以上で、これは1日3時間・週5日教えて大体1年間かかる時間になります。

そういう経験か又は、「教科に関する専門分野の勤務経験」とは、例えば企業とあるのですが、英語の特別免許状を出す場合には、英語による海外の勤務経験とか、外国にある教育施設、例えば外国で行われるバカロレア教育をやっているとか、外国の小・中学校に勤務しているなどという者が対象になります。これはおおむね3年以上経験がある者を審査基準としたいと考えております。

また、(2)面接委員については、資質について第三者の評価を通して確認することが必要ですので、前回、そちらに書いてある「大学の学長又は学部長」とお話をしたのですが、<例>としては、③申請者が勤務予定の学校の校種の校長で、国公立高校で勤務予定の場合は、公立高校の校長、私立学校で勤務予定の場合は、私立学校の校長、それから、例えば中学校や小学校から出てくれば、そこの代表者の校長といった方たちを面接委員に入れて審査をしていきたいと考えております。

報告については以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 「外部人材」の「市民講師」と「JET・ALT」の違いがどのよ

うに明確に線引きされているのかが、いま一つ分かりづらかったのですが、例えば外国人の方を外国語授業に講師として依頼する場合、この方は学校の特色ある教育を行うための市民講師なのだと届出をすれば、単独で授業ができてしまうということになるのでしょうか。

【人事部長】 資料の2ページに「市民講師」と「授業の補助者」が書いてありますが、これについて雇用する側の届出者が、例えばネイティブのかなりレベルが高い方で、単独で授業をしても大丈夫だと判断すると、その届出をしていくこととなります。

下に書いてある英語の補助者については、そこまではいかないけれども、ネイティブの方に、例えば自分は日本の英語の教師なので、発音などについて会話でやり取りなどをしてもらい、授業は先生が評価をする場合などの使い方になります。

【乙武委員】 この「市民講師」が単独で授業ができるということは、正直、私も知らなかったことですが、これは学校現場にどれぐらい知られているのでしょうか。また、それに関連して、例えば昨年、平成25年度1年間で小・中・高、合わせて東京都には実際にどれぐらいの届出があつて、またどれぐらいの許可が下りたのか、また下りない場合は、どのような理由で下りなかったのか、またその審査の内規のようなものは公表されているのか、いないのか、その辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

【人事部長】 2ページ、「2 外部人材」の「市民講師」の欄で実績が、平成26年度では548人になっておりますが、これは都立学校、高校と特別支援学校のみで、小・中学校については実績はありません。

あと、審査ですが、以前は許可だったのですが、途中から届出に変わりました。要するに雇用主がしっかり見て、この人は単独で授業をしても大丈夫だという判断をした場合に届出をしてくることとなります。しかし、こちらの方もただ届出を受けて、それでよいという話ではなくて、よく話を聞いて、疑問に思う場合には、再度いろいろ話を聞いたり、資料を頂いたりして届出を受理するという形になっております。

【乙武委員】 たしか東京都では、この外部人材活用のための人材バンクのようなものがあつたかと記憶していますが、これもこの市民講師に直結する話でしょうか。

【人事部長】 市民講師と人材バンクは違いまして、人材バンクは学校で多様な活用が、例えば部活動とか放課後の補習を見てもらうとかいうことになるのですが、これとは全く直結はしません。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【竹花委員】 総合的に御説明いただいて、理解がかなり深まりました。一、二質問をしたいと思うのですが、まず一つは、この市民講師が小・中学校で実績がないということには何か理由があるのですか。

【人事部長】 小・中学校では基本的に教科の基本的な内容をやります。そして、先ほどお話ししたように高校では、学校設定科目という特色のある教科をやりますので、先ほどお話しした例では琴とか三味線とか、例えば観光学とか、特別なものについて届出がされることになるので、やはりこの辺は学校の中の教育で考えております。

【竹花委員】 例えば英語の授業を中学校で進めていくに当たって、こうした市民講師ということは考えられないのですか。

【人事部長】 区市町村がやっている授業の補助者ということですか。

【竹花委員】 そうではなくて、この特別非常勤講師としての任用は考えにくいのですか。

【人事部長】 それなりの人がいて、基本的に外部人材については区市町村の予算でやることになるので、もしそういう申請があるということであれば考えられると思います。

【竹花委員】 そうですか、東京都教育委員会としては届出を受けるだけで、都立学校について言えば、それは予算は東京都が出すけれども、もしそれが区市町村の学校であると区市町村で持つという話だということが一つありますが、性質的には中学校の英語教育などには特別非常勤の講師がいてもおかしくないと思うのですが、いかがでしょうか。

【人事部長】 今、竹花委員が言われたように、区市町村で判断をして、例えば単独で授業をするということは可能だと思います。

【竹花委員】 そうすると、今回制定した要綱は、法律上はそうですが、今回東京都教育委員会が作っている要綱は、区市町村で特別非常勤講師を採用する際にも適用

されるような要綱になっているのですか。

【人事部長】 先ほど御説明した3ページの要綱は特別免許状の要綱で、特別非常勤講師については変更はありません。

【竹花委員】 そうですか、それは申し訳ありません。

それから、これは高校でもそうかもしれませんが、区市町村でもキャリア教育を支援するものとして外部人材が活用されている実態があるように思いますが、そういうものはこの中には載ってこないのですが、それはどういう位置付けでしょうか。

【人事部長】 それは単独で、例えば報償費等で来ていただくということです。今回載せたものは年間を通じて教育課程の中で組み込まれているような場合です。キャリア教育などで企業の方に来ていただいたりするものは、そこで講演はしていただきますが、評価は教員がすることになるので、必ずしもこういう制度の中に入ってくるものではないということでございます。

【竹花委員】 なるほど、こういう制度外のものとして、必要な経費は区市町村なり東京都で持って、もちろんボランティアの場合もあるでしょうし、応援をしてもらっているということで、要するにこれ以外に外部人材を活用してはいけないという趣旨ではないということですね。

【人事部長】 そうです。

【竹花委員】 分かりました。

私は時間講師というものがあることを知らなかったのですが、「学習指導要領上の授業時数－教員の標準持ち時数＝端数」と出ていますが、これはマイナスの端数が出るわけですか。

【人事部長】 いいえ、プラスです。数を単純化して、例えば授業時数を30時間持たなければならないときに、教員の持ち時数が20時間あったとすると、端数時数として10時間が出まして、その端数時数を時間講師で埋めるということでございます。

【竹花委員】 なるほど、これが東京都全体で5,300人もいることになっているわけですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 ありがとうございます。

【遠藤委員】 今の竹花委員の質問と関連するのですが、外部人材の活用で、私自身もキャリア教育のお手伝いをしており、先々週、清瀬第二中学校に行ったのですが、基本的にはボランティアで無給であって、総合的な学習の時間の枠組みの中でやっているのだと思いますが、その場合は、こういうことをやりましたというような報告が義務付けられているのではなく、学校長の判断で完結するわけですね。

【人事部長】 キャリア教育でお呼びしたときは、そうです。

【乙武委員】 今度の日曜日に衆院選が予定されていますが、いつも若者の低投票率ということが指摘されます。そういう意味できちんと教育の中で政治教育をしていくことが大事ではないかという声もよく上がっています。そうすると、例えば現場で実際にその地元の区議会議員とか市議会議員を講師として招き、政治とは一体どういうことなのかを授業していただきたいという思いがあったときに、例えばJET・ALTのような授業の補助者であれば届出は不要ですし、市民講師であれば届出だけで済むということになります。そうすると、例えば特定の党の政治家を招いて、特定の政治思想を植え付ける授業をするのではないかと思われたらどうするのだという声は実際に上がると思うのです。このようなシステムだと、届出さえしてしまえば認めざるを得ないということは、そういう授業を実際に行うというときに、それがたとえ特定の政治思想を植え付けるような内容でなくても、どなたか特定の政治家を招いて授業をするということに反対することはできない、つまり実現可能であるという受けとめでよろしいでしょうか。

【人事部長】 市民講師の場合は、単発で依頼する場合には、先ほどお話ししたように、その届出は要らないですし、例えば何日間かにわたって呼んだ場合も、補助者としてですが、全面に出て話をするのですが、教員が後ろにいて話を聞いている場合は、この届出は要らないのです。わざわざ市民講師にしなくても、学校の中に取り入れられることになります。

それから、先ほどお話ししたように、例えば選挙制度などで市民講師として招く場合には、大学の政治学の先生などに依頼することになると思います。

【教育長】 今のお話で、学校に企業の方などが入って活動していただく形は、さっき総合的な学習の時間の話が出ましたが、様々あると思うのです。そのときには、

必ず教員が授業の実施者で付いて、お話しはしていただくにしろ、その補助という形でそういう企業の方とか外部の方が付きます。

それ以外で、例えば学校で講演会をするとか、子供たち全体が集まって話をさせていただくとか、多分様々なパターンがあると思いますが、それは基本的には校長がその学校の中の教育活動としてこれが妥当かどうかなどの判断をしながら、区市町村の教育委員会と必ず密接に連携を取りながら進めていきます。

乙武委員が今おっしゃったお話は、多分授業としてやることは適切でないだろうと思います。それは必ず、こういう教育活動をするけれども、どうなのだろうかと校長が区市町村教育委員会と連携を取りながら具体的な内容を詰めていくことになると思いますので、それは多分法律の解釈とか届出という問題ではなくて、教育活動の在り方の問題として理解していただいた方がよろしいかと思います。

【乙武委員】 実際に現場の先生方とお話ししていると、先ほどからお話ししているように、特定の政治思想を植え付けるような授業があっては絶対にならないと思うのです。やはり子供たちが政治というものを身近に感じ、自分たちが当事者なのだと感じるような授業が行われることは大変必要かなと感じています。しかし、現場の先生方は、政治家を実際に授業に呼ぶということはまず不可能だと考えているようですが、それは、では、進め方によって、そして内容によっては不可能な話ではないという考え方でよろしいでしょうか。

【教育長】 それは、具体的にはどういう内容を企画するかで、それを所管の教育委員会と十分に詰めていただいて、それが教育の政治的中立性を侵すものでないという判断があるならばということになるだろうと思います。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 よろしいですか。私、少しこんがらがってしまいました。私はJETは全部ALTだと思っていたのですが、JETティーチャーとALTの区別は何ですか。

【人事部長】 英語の補助者としては、JETプログラムによって招致した方についてはJETとして、それからALTについては、東京都では在京の外国人の方で、そういう区別をしております。

【委員長】 それはほかの地方自治体でも同じですか。

【人事部長】 地方自治体によってばらばらなのですが、例えば県によって外国の方が少なければ、J E Tの率が多くなります。

【委員長】 そうすると、その方たちはA L Tとは呼ばないのですね。

【国際教育推進担当課長】 委員長の言われるように、J E Tも職層としてはA L Tです。

【委員長】 A L Tですよ、分かりました。

【国際教育推進担当課長】 ここは便宜上に、都独自のA L TをA L Tと呼び、J E Tの方は、A L Tとして働いていますが、J E Tと呼んでおります。

【委員長】 こういう区別があるのかなとびっくりしたのですが、今の説明で分かりました。

竹花委員の御質問とも関係するのですが、J E Tの横に「26年度規模」、都立高校100人とあり、これは理解できるのですが、武蔵村山市で5人使っているのは中学校においてですね。

【国際教育推進担当課長】 5名が中学校と小学校をローテーションするような形で、なるべく広く使っています。

【委員長】 小・中学校ですか。市民講師で英語を教えてもらえる方はいると思うのですが、やはりJ E Tティーチャーを使おうということだと思います。現在は東村山市だけですが、この動きは多分大きくなっていくのでしょうか。ありがとうございました。よろしゅうございますか。

ただいまの点につきましては、私が外部人材について少し整理してくれと前にお願いしたことに対して宿題を果たしていただいたのですが、私のお願いしたポイントは、O E C Dの調査との関連です。私は、日本の小・中学校では事務の関係なり教える以外の仕事をしている方の数は非常に少ないという認識を持っています。一つの学校に1人いるかないかではないでしょうか。

先進国、ヨーロッパ、アメリカではこの数が多いということは何度もこの場で申し上げたのですが、最近のO E C Dの調査によると、日本も欧米並みにたくさんいるという結果になっています。

多分OECDから文部科学省に調査の依頼が来て、文部科学省がそれを関係機関にばらまいたのではないかと思いますのですが、東京都の教育庁にそういう数字を出せと言ってきたことはありますか。

このような数字を出す時には、国際的に間違ったイメージを与え、また財務当局に誤解を与える危険性があるので、よほど気を付けないといけないと思っています。

どこでまとめたのでしょうか。聞いても分からないですか。

【教育長】 調査が来ているかどうかは、ちょっと文科省に確認しないと分かりません。要するに、学校の基本的なデータは、学校基本調査として、様々なデータを全部5月1日現在で都道府県が区市町村から取っています。あの学校基本調査の内容はものすごく詳細なんです。その中から拾っている可能性もありますし、あのOECDのもとになる数字については、都道府県にあえて調査を出しているかどうかは、文科省に確認してみないと分かりません。

【委員長】 確認していただけますか。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

ただいまの件は御意見を大変たくさん頂きましたので、その辺は今後とも注視していきたいと思えます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件に関しましては報告として承ったということで取扱いをさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月8日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしく申し上げます。

【教育政策課長】 まず本年ですが、12月第4木曜日の25日については案件がございません。

年を明けて1月8日木曜日には、午前10時から定例会を、ここ教育委員会室で開く予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 ただいま教育政策課長から説明があったとおり、12月25日は案件がないということですので、この場で教育委員会はこの日に開催しないということにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— ありがとうございます。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時39分)